○法務省告示第五百六十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年十一月三十日

法務大臣　千葉　景子

住所　大阪市生野区舎利寺２丁目６番16号
邵秀男　昭和20年３月18日生
李康子　昭和23年９月18日生
邵典姫　昭和54年２月13日生
邵恩蓮　昭和56年４月10日生
住所　大阪府寝屋川市東大利町７番２―302号
周孝明　昭和63年11月29日生
住所　福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目５番25号
バーバル・サイード　昭和45年２月21日生
住所　愛媛県松山市志津川町93番地７
ヒリーゼ・メグミ・ヤマモト　昭和39年３月28日生
住所　静岡県藤枝市時ケ谷395番地３
テルマ・スエミ・ハセガワ　昭和40年10月23日生
住所　香川県高松市国分寺町新居2301番地17
華蔚　昭和46年６月27日生
住所　埼玉県朝霞市根岸台５丁目２番２号
翟玉紅　昭和52年４月20日生
住所　埼玉県さいたま市桜区西堀７丁目８番８―409号
鄭英　昭和56年12月25日生
住所　千葉県市川市塩浜４丁目２番50―1104号
劉惠琳　平成12年４月20日生
住所　東京都大田区北馬込１丁目33番６号
李正黨　昭和58年10月８日生
住所　東京都台東区駒形１丁目10番６―601号
高佳藝　昭和31年３月10日生
住所　長野県駒ヶ根市赤穂16715番地１
徳暁麗　昭和56年９月17日生
住所　さいたま市桜区田島６丁目１番14号
廖碧容　昭和53年１月７日生
住所　さいたま市大宮区宮町４丁目90番地17
馬磊　昭和45年１月10日生
住所　横浜市磯子区森５丁目23番55号
セルヒオ・アドリアン・コウチ　昭和50年７月１日生
住所　横浜市鶴見区平安町２丁目28番地１
張茜　昭和52年12月25日生
住所　神奈川県相模原市横山３丁目31番18号
銭福君　昭和40年１月23日生
住所　東京都品川区旗の台５丁目１番10―803号
林然　昭和52年７月29日生
住所　静岡県田方郡函南町平井1753番地2187
デボラ・ヨリ・ヤギハシ　昭和39年11月８日生
住所　福島県いわき市泉町滝尻字加賀前23番地８
メロディ・ボルソ・ワカツキ　昭和36年11月２日生
住所　山形県西村山郡西川町大字沼山140番地12
金承年　平成６年８月29日生
住所　東京都練馬区旭町１丁目28番２号
マリア・レベッカ・ナラゴン・マツオ　昭和40年２月13日生
住所　東京都府中市本宿町１丁目38番地１
金時惠那　昭和52年12月24日生
住所　兵庫県姫路市元町63番地５
何成樹　昭和50年７月３日生
何真由美　昭和59年９月13日生
住所　鹿児島県姶良郡姶良町西餅田1538番地２
張国林　昭和18年５月６日生
住所　石川県白山市阿弥陀島町189番地１
陳秋麗　昭和38年９月１日生
住所　大阪市東住吉区矢田５丁目12番６号
顧紅　昭和46年４月30日生
住所　大阪市中央区船越町２丁目２番８―303号
王宝　昭和55年７月２日生
住所　大阪市此花区梅香３丁目20番12号
孫茂福　昭和52年８月３日生
住所　大阪府豊中市岡町南１丁目２番10号
バグバティ・シュレスタ　昭和50年11月26日生
住所　大阪府枚方市香里ケ丘２丁目２番地１
ナタニエル・オルウチ・アゴラ　昭和41年２月17日生
住所　大阪府岸和田市吉井町４丁目１番２―708号
文光子　昭和40年４月５日生
住所　大阪府大東市新田中町１番１号
于真優美　昭和63年６月22日生
住所　大阪府高石市取石３丁目４番１―125号
盛玉娟　昭和45年７月24日生
住所　堺市南区若松台１丁４番１―505号
任偉　昭和54年２月19日生
任理香　平成20年９月26日生
住所　大阪府松原市一津屋２丁目８番５―206号
王雪　昭和63年６月12日生
住所　静岡県焼津市浜当目２丁目２番31号
マリレナ・ザバラ・オオツカ　昭和39年３月11日生
ウィルフレッド・ミゲル・リビア・ザバラ　平成３年５月20日生
住所　群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2466番地61
陳紹輝　昭和44年７月６日生
孔睿　昭和47年８月13日生
陳瞳　平成17年２月３日生
住所　山梨県甲府市下河原町３番40―303号
閻珊珊　昭和63年１月５日生
住所　長野県上田市腰越219番地３
馬偉艶　昭和52年８月27日生
住所　埼玉県志木市幸町３丁目４番４―1102号
張京花　昭和35年５月４日生
黄東俊　平成４年12月３日生
住所　福岡市博多区新和町２丁目４番15―901号
秦寧　昭和34年10月30日生
喬淳　平成３年６月22日生
住所　福島県田村市船引町上移字折ノ内88番地
李清　昭和63年５月12日生
住所　東京都町田市森野１丁目33番15号
韓瑾　昭和42年５月30日生
住所　東京都豊島区南大塚２丁目14番９号
林紅　昭和42年１月16日生
住所　静岡市駿河区石田３丁目13番９―１号
劉玉慶　昭和35年10月16日生
劉超逸　平成元年２月８日生
住所　福井県勝山市鹿谷町保田第11号36番地
董利　昭和44年９月24日生
趙欣然　平成５年６月７日生
住所　広島市西区己斐大迫３丁目13番21号
李輝　昭和46年７月３日生
王洪衛　昭和45年10月20日生
李英介　平成７年１月22日生
李朝雄　平成８年12月１日生
住所　福井県あわら市青ノ木第８号29番地
王秀英　昭和46年４月９日生
住所　岐阜県可児市今渡1619番地575
シゲル・カンダ　昭和42年９月21日生
ヴィート・キクチ・カンダ　平成９年12月30日生
ラナ・キクチ・カンダ　平成16年５月７日生
住所　福井市二の宮１丁目15番４号
張真敬　昭和55年１月５日生
住所　千葉県船橋市本郷町519番地５
スサナ・ウチマ・アラカキ　昭和26年11月10日生
住所　浜松市東区大蒲町108番地５
ヒデオ・ユゲ　昭和34年10月２日生
ルシア・カジカワ・ユゲ　昭和40年３月26日生
ヤスミン・ユカリ・ユゲ　平成８年１月12日生
イヨハナ・ユリエ・ユゲ　平成９年10月23日生
住所　東京都品川区西大井五丁目17番６―204号
劉守東　昭和43年７月11日生
住所　東京都新宿区天神町21番地
凌雲志　昭和50年12月19日生
住所　新潟県十日町市倉俣甲1635番地１
王艷艷　昭和52年６月15日生
住所　新潟市中央区女池上山４丁目16番20号
孫佳琳　平成元年１月30日生

○外務省告示第五百四十三号

カンボジア王国政府は、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定について、同協定の効力発生に必要な自国の国内手続が完了した旨の通告を、平成二十一年十月三十日に我が国及び各東南アジア諸国連合構成国に対して行った。よって、同協定は、その第七十九条の規定に従い、平成二十一年十二月一日に、我が国、シンガポール共和国、ラオス人民民主共和国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア及び タイ王国に加えて、カンボジア王国についても効力を生ずる。

平成二十一年十一月三十日

外務大臣　岡田　克也

○財務省告示第三百八十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十二年十月三十一日までの輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十一月三十日

財務大臣　藤井　裕久

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十二年十月三十一日までの輸入数量は、次の表のとおりとする。

番号	品名	数量
1	次に掲げる物品（2及び3に掲げるものを除く。） (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
2	次に掲げる物品（3に掲げるものを除く。） (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
3	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
4	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
5	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
6	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
7	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
8	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
9	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
10	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
11	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
12	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
13	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
14	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
15	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
16	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
17	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
18	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
19	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
20	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
21	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
22	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
23	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
24	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
25	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
26	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
27	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
28	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
29	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
30	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
31	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
32	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
33	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
34	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
35	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
36	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
37	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
38	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
39	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
40	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
41	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
42	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
43	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
44	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
45	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
46	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
47	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
48	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
49	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
50	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
51	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
52	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
53	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
54	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
55	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
56	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
57	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
58	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
59	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
60	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
61	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
62	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
63	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
64	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
65	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
66	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
67	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
68	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
69	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
70	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
71	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
72	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
73	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
74	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
75	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
76	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
77	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
78	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
79	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
80	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
81	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
82	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
83	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
84	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
85	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
86	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
87	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
88	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
89	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
90	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
91	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
92	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
93	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
94	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
95	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
96	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
97	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
98	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
99	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
100	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
101	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
102	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
103	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
104	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
105	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
106	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
107	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
108	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
109	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
110	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
111	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
112	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
113	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
114	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
115	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
116	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
117	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
118	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
119	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
120	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
121	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
122	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
123	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
124	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
125	次に掲げる物品 (1) 生糸（繭から繰糸したものに限る。） (2) 絹紡糸 (3) 絹糸（(1)及び(2)に掲げるものを原料としたものに限る。）	1,000キログラム
126	次に掲げる物品 (1) 生